

「病後期一時託児事業」のご案内

◎病後期一時託児事業とは

子育て支援の一環として、生後6ヶ月から小学3年生までの児童が、「病気の回復期」で、普段通園・通学している保育園・幼稚園・小学校等での集団生活を実施するのが困難である場合に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

◎利用対象者

市内に住所を有する生後6ヶ月から小学3年生までの児童で、病気回復期にあり、保護者が就労等の理由で家庭での育児が困難な場合

《病気回復期の判断について》

「病気回復期にあって、引き続き安静の確保に配慮する必要があるため、集団生活が困難であるとかかりつけの医師が判断した場合」

ただし、感染性疾患、重篤な基礎疾患のある場合、入院加療が必要な場合は除く。

◎利用日時

平日（月曜日～金曜日） 午前8時～午後4時

（土曜日・日曜日・第4月曜日・祝日・年末年始を除く。1回の利用は7日を限度とします）

◎利用定員

4人

◎利用料金

1日2,000円（弁当を持参しない場合は、別途昼食代（521円）が必要です）

◎実施施設

岡崎げんき館 1階 病後期一時託児室

岡崎市若宮町2-1-1 （子育て支援室 電話65-3800）



◎対象疾患（いずれの場合もかかりつけの医師が利用可能と判断した場合に限ります）

- ①感冒、下痢等の日常的に病気にかかるおそれのある疾患
- ②麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患（急性期を経過し、他児へ感染する恐れのない場合）
- ③喘息等の慢性疾患（発作が治まった場合）
- ④骨折、熱傷などの外傷性疾患（症状が安定した場合）

◎利用方法

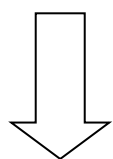
事前手続き

「岡崎げんき館」に事前手続きをします。

「事前登録申込書」は、岡崎げんき館、市役所保育課、市内の保育園、幼稚園にあります。

岡崎市ホームページからもダウンロードできます。

(URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1563/1620/p024866.html>)



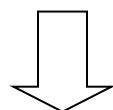
利用予約

利用する日の前日午後4時までに電話予約をします。

先着順に利用の予約ができます（電話65-3800）。

昼食が必要な場合は、利用予約時にお知らせください。

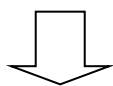
※第4月曜日、年末年始は休館日になりますので、予約を受けることができません。



受診

利用の前までにかかりつけ医を受診します。

「病後期一時託児事業連絡票」に必要事項を記入してもらいます。



利用

「岡崎げんき館」病後期一時託児室を利用します。

利用当日は下記に記載されている持ち物を持参し、ご利用ください。

その際、利用料金2,000円を窓口にお支払ください。

※ 利用している間に容態が変わり、利用の継続ができないと判断された場合は、お迎えに来ていただくことがあります。

◎持ち物（お子さんの年齢・症状により持ち物は異なるので、ご確認ください）

病後期一時託児事業利用申込書	母子手帳（コピー可）
病後期一時託児事業連絡票	お子様の資格確認証もしくは健康保険証番号がわかるもの
利用料 2,000 円	こども医療費受給者証（コピー可）
フェイスタオル（2枚程度）	弁当（体調に合わせてご準備ください）
着替え一式（2組程度）	お茶
紙おむつ・パンツ類（1日分）	おやつ（お菓子、飲み物等）
お尻拭き（必要な方）	粉ミルク・哺乳瓶（必要な方）
大小ビニール袋（汚れ物入れ）	食事用エプロン（必要な方）
1 回分の薬（医師の指示がある場合）	愛用の玩具（必要な方）

※ 持ち物には、すべて名前をご記入ください。

【問い合わせ先 岡崎げんき館子育て支援室 電話65-3800】